

を確立しなかつたこと。

七、争議の場合に於ては組織運動並に未組織労働者の動員率の政治的率
求むるに方針を合然かしてゐる事。

八、争議の場合に於ては客観的状況の觀察が不充分であつたこと。争議団
の階級及思想の動員率の方針が不統一であつたこと。(例(争議団争議))

藤野第一

今後の運動方針

吾々は今も過去一十年間の苦闘の経路とそれの批評と綜合により次の如き
方針を基として行動する事とするに方針を

評議会中央委員会の上の方針を基として

外的には

- 一、労働組合、全国總聯合、運動
- 二、労働組合の産業別合同
- 三、労働者生活の積極的支拂

内的には

一、未組織労働者の組織化

二、労働組合の指導統制、及びその充実と統一

三、労働組合の産業別組織の完成

四、地方評議会、本報の指導、進行等と努力を以て各地方の労働者を事
務確立する

(一)地方評議会、機関の充実と活動の統一

一、政治部、充実と活動の統一

各地方の政治部員に責任、政治部員を以て各地方の政治部員活動を統制
するの政治部員と緊密な組織の統一を以てすること。

二、組織部の充実と活動の統一

各地方の組織部員に中央委員会命令の地方本部員を以て組織部員を以て
統一して活動すること。

(二)未組織労働者の組織運動

以下、最も重要なる未組織労働者を以て組織運動を在り、此を方針として一層計画的に